

議案第 27 号

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る総合整備計画を別紙のとおり変更したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 8 年 2 月 26 日提出

若狭町長 渡辺 英朗

提案理由

辺地対策事業債の発行及び措置がなされるためには、若狭町議会において令和 7 年 6 月 30 日に可決された議案第 38 号の辺地に係る公共的施設の総合整備計画の内容を変更する必要があるため、この案を提出する。

辺地総合整備変更計画書

福井県三方上中郡若狭町 神子辺地

(辺地人口 98人 面積 1.7 km²)

1. 辺地の概要

(1) 辺地を構成する町または字の名称

み こ
神 子

(2) 地域の中心の位置

若狭町神子第4号9番地の1

(3) 辺地度点数

188 点

2. 公共施設の整備を必要とする事情

(1) 飲用水供給施設

小川地区、神子地区及び常神地区は、地区ごとに井戸を設けているが、設備の老朽化が著しく、取水量の確保に苦慮している。

小川地区からの送水管整備により既設神子浄水場で受水し、神子地区へ安定した飲料水を供給する。また、神子地区内に常神地区への送水管を整備し、常神地区へ送水する。

(2) 下水処理のための施設【追加】

神子処理場は、平成4年4月供用開始から33年を経過している。老朽化により改修の必要がある処理場について、処理区の実態に即した効率的かつ経済的な施設への更新を見据えた調査の結果、統廃合が優位となったため、神子処理区と小川処理区の統合を行う。

(3) 観光又はレクリエーションに関する施設【追加】

みさき漁村体験施設（みさきち）、平成29年に廃校となった岬小中学校施設を有効活用するため、都市部等から若者たちを漁村部に誘致し、漁獲や加工等の体験学習や漁村滞在を通じた地域間交流を促進するための宿泊棟にリニューアルされ、現在、指定管理者制度により管理・運営を行っている。

この施設内の体育館の照明については、水銀灯を使用しているが、同様の製品はすでに生産終了となっており、LED照明への計画的な更新が必要であることから、工事の効率化と経費削減のため体育館内一斉にLED化改修を行う。

3. 公共的施設の整備計画【変更】

(単位:千円)

(1) 飲用水供給施設

【令和7年度～令和11年度】

施設名	事業主体	区分	施工予定箇所	事業費	特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額	
飲用水供給施設	若狭町		若狭町	907,150	0	907,150	447,000	
		(施工予定箇所内訳)						
			(小川辺地内)	497,150	0	497,150	242,000	
			(神子辺地内)	260,000	0	260,000	130,000	
			(常神辺地内)	150,000	0	150,000	75,000	

(2) 下水処理のための施設

【令和8年度～令和11年度】

施設名	事業主体	区分	事業費	特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
神子処理場	若狭町		420,000	0	420,000	210,000

(3) 観光又はレクリエーションに関する施設

【令和8年度】

施設名	事業主体	区分	事業費	特定財源	一般財源	一般財源のうち 辺地対策事業債の 予定額
みさき漁村体験施設	若狭町		1,991	0	1,991	1,900